

訴 状

平成26年5月23日

東京地方裁判所民事部 御中

〒615-0051 京都市右京区西院安塚町12番地
プランニングバンクビル1F
原 告 特定非営利活動法人空援隊
代表者 理事長 千葉 英也

<送達場所/同上>

特定非営利活動法人空援隊
電 話 075-321-4661
FAX 075-321-4607

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
被 告 厚生労働省
代表者 厚生労働大臣 田村 憲久
担 当 大臣官房審議官 古都 賢一

遺骨返還請求事件

訴訟物の価額 算定不能のため 160,000円
貼用印紙額 13,000円
予納切手郵便料 6,000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告より預かった遺骨を即時、原告に返還せよ。
尚、遺骨の返還場所は、引渡し前の原告各保管場所とする。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 仮執行宣言

第2 請求の原因

平成23年1月、平成24年4月並びに同年7月の3回に亘り、被告は、原告がフィリピン国内数箇所の遺骨仮安置所に保管していた遺骨（推定計3千体分）を原告より受け取り、一部を厚生労働省内に、その余はフィリピン国立博物館に収容した。

平成25年8月5日、厚生労働省社会・援護局外事室隣の会議室にて、同外事室山口室長（当時）と原告倉田事務局長との面談時に「放置されているフィリピン国立博物館等に預けてある御遺骨の返還を願いたい」と原告より申し出たところ、山口室長は、その場で返還を快諾した。

しかし、同12月6日、同外事室新任の望月室長と原告倉田事務局長との二度目の面談（外事室阿部統括室長補佐、原告赤塚同席）の際、双方で了解して録音を取りながらの会談となった席上で、望月室長は、開口一番「山口前室長が約束したことは確認しましたが、撤回させてもらおう」との宣言を一方的に行い、その後も返還を実行しなかった。

現在、フィリピン国立博物館に収容されている当該御遺骨は、当時、厚生労働省よりの指示で、フィリピン各地の原告遺骨仮安置所に保管されていた御遺骨を「今は動かさないのよ」という理由で3年以上放置されていたものを各地の保管料も嵩み、その支払いも厚生労働省が行わないばかりか、そのまま放置を続けるようすであった為に、原告より申し入れて、保管料を清算するか、御遺骨を引き取るかという決断を迫ったところ、当該博物館での預かりと言う形に落ち着いた

経緯がある。

平成24年4月には厚生労働省社会・援護局外事室星川専門官を団長とし、平成24年7月には同外事室土元補佐を団長とした御遺骨移動団が編成され、フィリピン各地（ミンダナオ、ボホール、ネグロス、レイテ他）からの御遺骨をマニラに運び、国立博物館で厚生労働省各団長に引き渡した。その際に原告は、被告より「預かり証」を受け取っている。

その後、再三にわたる原告の返還要求にも、被告から誠意ある回答は得られなかった為に、本訴に及んだものである。

以上

証 拠 方 法

- 1 甲1号証 平成23年1月28日付け「預かり証」
- 2 甲2号証 平成24年4月26日付け「預かり証」
- 3 甲3号証 平成24年7月27日付け「預かり証」

附 属 書 類

- 1 訴状副本 1通
- 2 甲号証写し（1～3） 各1通
- 3 特定非営利活動法人空援隊謄本 1通